



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成26年9月1日
第235号

発行責任者 支部長 岡部 豊生
編集責任者 副支部長 松永 研嗣
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



坂折棚田(恵那)にて／三品 智会員

こもれび

フワフワのかき氷

私の事務所が入っているビルの1階にかき氷専門店が昨年OPENした。

夏の期間のみお店を開いている。かき氷は、昨年少しベタツとした食感だったが、今年はサクツとした食感になっている。さらに、フワフワとした食感になるといいんだが…とと思っている。

人気No.1は、抹茶。これは、まいう〜である。お店の中は、ワザとエアコンを付けず、熱気でム〜としている。「暑いなかで、かき氷を食べるから美味いんだよ」とオーナーは言う。今年は新メニューが登場した。自家製はちみつレモンだ。

「本当に自家製?」と聞いてみると、「そうだ」とオーナーは答える。

「土・日曜日限定のかき氷だ」と付け加え、畳み掛けて

くる。人間、「限定」という言葉にとっても弱い。早速注文して食べてみると、スッキリした味わいに、コクのある甘みが口の中で広がる。これも、まいう〜である。

ある日、高校球児がカルピス味のかき氷をテイクアウトして、歩きながら食べている。その時、フト思った。

今、消費税の軽減税率導入の議論が活発になっているが、もし【食料品】が軽減税率の対象品目になったら…。『店内で食べる』と「飲食」だから標準税率、『テイクアウトする』と「食料品」だから軽減税率となってしまうのだろうか。なにが食料品で、なにが食料品ではないのか?線引きは難しい。実務での取扱いをどう整理すると、筋道の通った論理になるんだろうかと思ってしまう。

暑い夏も間もなく終わりを告げるが、かき氷、軽減税率、どちらの問題にも改善の余地がありそうだ。今後の新たな展開を期待したい。
(小栗 正章)

昭和税務署幹部挨拶

着任のごあいさつ

昭和税務署長 安江 晋一郎



この度の人事異動で昭和税務署長を拝命いたしました安江でございます。着任に当たり、皆様にごあいさつ申し上げます。

名古屋税理士会昭和支部の皆様には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、あらためて厚くお礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済構造の変化に伴い、国際的な商取引の増加、高度情報化の進展など経済取引が一層複雑化し、大きく変化しております。

このような中、消費税法、国税通則法の改正及び今後の社会保障・税番号制度の導入といった重要な制度改正への取り組みを通じ、税務行政に対する国民の皆様の理解と信頼が、一層強固なものとなるよう努めてまいります。

私ども国税組織といたしましては、申告・納税手段の充実、利便性の向上など、納税者サービスの充実に努めていく一方、悪質な納税者に対しましては、厳正な態度で臨むことで、税務行政への理解と信頼を得ていく必要があると考えております。

また、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を果たすためには、「独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図る」という公共的使命を担っておられる税理士の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であります。

特に、書面添付制度とe-Taxにつきましては、税理士の皆様と力を合わせて進めていかなければならない施策と考えております。

書面添付制度につきましては、税務の専門家としての税理士の皆様の立場を尊重する制度であり、また、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化に寄与するものであることから、制度の普及・定着に取り組むこととしておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

e-Taxにつきましては、国民の利便性の向上や行政運営の効率化といった視点を取り入れ、より一層の普及及び定着に向けた取り組みを行ってまいりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、皆様方と、十分に意思疎通を図り、これまで培ってまいりました相互の信頼と協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋税理士会昭和支部のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

退任のごあいさつ

前昭和税務署長 西村 幸義



名古屋税理士会昭和支部の皆様には、昨年7月に署長として着任以来、一年間大変お世話になり、心から感謝申し上げます。

私は、この度の定期人事異動により、昭和税務署長を最後に、公務を離れることになりました。

振り返りますと、昭和51年4月に名古屋国税局に採用され、

熱田税務署に赴任して以来、十数回の異動で、様々な仕事を経験させていただき、また、多くの方々との出会いがあり、いずれも思い出深いものがあります。その中でも、最後の勤務地となりました、地元とも言えます昭和税務署での勤務は、私にとりましてこの上なく幸せであり、また、最後の一年間を当署で迎えられましたことは、大変光栄かつ有意義なものであります。

名古屋税理士会昭和支部におかれましては、名古屋国税局管内でも有数の会員を擁し、支部長様をはじめ役員の皆様の優れた指導力と見識により、活発な支部活動を展開されます中で、税務行政に対しまして、深い御理解と御協力を賜りましたことに感謝申し上げます。

特にe-Taxにつきましては、国税庁の「業務プロセス計画」に基づき、その普及定着に向けて、あらゆる機会を捉えて皆様にその利用拡大をお願いしてまいりましたが、貴支部におかれましては、意欲的に取り組んでいただき、お陰さまでe-Taxの利用状況は、件数・割合とも昨年より増加しております。これもひとえに支部並びに会員の皆様方の御理解と御協力の賜物であり、深く感謝申し上げますと共に、今後も更なる利用拡大に向け、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、税を考える週間行事として「無料税務相談」の実施、「租税教室」での講師への従事、確定申告期間中の「各種説明会」の開催や、「確定申告電話相談センター」での従事など様々な御支援を賜りましたことにも改めて心からお礼申し上げます。

ところで、最近の社会・経済情勢の大きな変化を背景に、税務行政を取り巻く環境もまた変化の時期・状況にあります。申告納税制度の下、私どもは、「適正かつ公平な課税と徴収の実現」のため、引き続き鋭意努めてまいりますが、国民の信頼に応える税務行政を推進していくには、税の専門家として税理士の皆さまのお力添えが必要不可欠であると考えておりますので、今後とも、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、今後の名古屋税理士会昭和支部のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。一年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。



筆頭副署長

丸山 新次

総務・法人課税を担当します丸山でございます。

昭和税務署は2年目になり、昨年同様よろしくお祈いします。

さて、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことに向けて様々な取組を行っております。

特に、e-Tax及び書面添付制度の更なる普及・拡大に向けて引き続き取り組んでまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



副署長

中元 眞吾

管理運営・徴収事務を担当します中元でございます。

前年度に引き続きよろしくお祈いいたします。

皆様方には日頃より納税証明書のオンライン申請やダイレクト納付の関与先への利用の勧奨、更には滞納の未然防止等についてお力添えをいただいておりますが、中でも滞納の未然防止については、消費税率アップによる消費税滞納の増加が懸念されていることから、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



副署長

斉藤 達也

個人・資産課税を担当します斉藤でございます。

前任者同様よろしくお祈いいたします。

さて、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を果たすために、国税当局では、様々な方策を講じているところですが、いずれの方策を推し進めていくのにも、税理士の皆様方のご理解とご協力が不可欠でございます。

本年度も一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



筆頭特別国税徴収官

西澤 尚志

名古屋国税不服審判所からまいりました西澤でございます。

昭和税務署は初めての勤務となりますが前任者同様よろしくお祈いいたします。

主に大口の滞納整理を担当いたしますが、適正・公平な税務行政の推進のため、厳正・的確な滞納整理に努めてまいりますので、名古屋税理士会昭和支部の皆様方におかれましても、滞納整理に対する御理解と御協力を賜りますようよろしくお祈いいたします。

.....



筆頭特別国税調査官(個人)

中村 富尋

四日市税務署からまいりました中村でございます。

当署は30年ぶり2度目の勤務となります。所得税等の調査事務を通じまして、皆様方には何かとお世話になりますが前任者同様よろしくお祈いいたします。

今後とも「適正・公平な課税の実現」に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(資産)

奥山 博之

当署三年目となります奥山でございます。

引き続きよろしくお祈いいたします。

主に相続税・贈与税などの調査を担当させていただきますが、調査を通じて「適正・公平な税務行政の推進」に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

.....



筆頭特別国税調査官(法人)

前田 正紀

豊橋税務署からまいりました前田でございます。

昭和税務署は17年ぶり2度目の勤務となりますが、前任者同様よろしくお祈いいたします。

調査・指導を通じて「適正・公平な課税の実現」に向けて取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお祈いいたします。



総務課長

矢澤 昇

国税局会計課からまいりました矢澤でございます。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には前任者同様によりしくお願いいたします。

当署は2年前まで管理運営第一部門統括官として勤務しておりました。まだまだ記憶も新しく、こんなに早く帰ってこれることができたことを非常に喜んでおります。なお、本年は庁舎の改修工事を実施しており、皆様方にはご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



個人課税第一部門統括国税調査官

加納 一裕

国税局課税総括課からまいりました加納でございます。

昭和税務署の勤務は初めてですが、適正・公平な課税や的確な調査・指導の実施に努める所存ですので、前任者同様よりしくお願いいたします。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、昨年度も記帳指導や確定申告等に多大なご協力をいただき深く感謝申し上げます。本年度も引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



管理運営第一部門統括国税徴収官

小林 昌宏

松阪税務署からまいりました小林でございます。

昭和税務署での勤務は22年ぶり2度目になります。前任の岡島同様よりしくお願いいたします。

管理運営部門では、署の窓口として親切・丁寧な対応はもちろん、適切な納税者サービスの提供に努めてまいります。

特に、納税者の皆様の利便性向上の観点から、納税証明書のオンライン請求やダイレクト納付の利用拡大に取り組んでおりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



資産課税第一部門統括国税調査官

今原 政久

浜松西税務署からまいりました今原でございます。

昭和税務署での勤務は初めてとなりますが、前任者同様によりしくお願いいたします。

資産課税の適正・公平な課税の実現に向け、相続税の書面添付制度の活用及び贈与税のe-Taxの利用については、積極的に取り組んでまいります。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



徴収第一部門統括国税徴収官

石原 一重

当署2年目となります石原でございます。

昨年に引き続きまして、よりしくお願いいたします。

徴収部門では、滞納圧縮に努めるとともに、滞納の未然防止に向けて、「期限内納付指導」にも積極的に取り組んでいるところでございます。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



法人課税第一部門統括国税調査官

長手 哲也

豊田税務署からまいりました長手でございます。

前任の橋本同様よりお願いいたします。昭和税務署に勤務するのは初めてとなります。

法人課税部門では、調査及び源泉未納整理に重点を置いて取り組んでいきますので、名古屋税理士会昭和支部の皆様には、御理解と御協力を賜りますよう、よりようお願い申し上げます。

また、「書面添付制度」の署側の窓口を担当させていただきますので、重ねてよりようお願い申し上げます。

7月支部研修

(平成26年7月18日開催)

「税理士業務と最近の相続・相続税判決」

講師：青山学院大学 法学部教授
三木 義一氏



1. はじめに 税制改正に向けて

相続税について：以前より、基礎控除の引き下げと遺産取得税から遺産税への体系の切替の2点が言われてきたが、後者は時間的に難しいとの判断から、前者の基礎控除の引き下げのみが今回の改正の対象となった。大幅増税と言われているが、バブル期以前の水準に戻っただけのことである。

消費税について：国内外の格差が問題になっている。国内業者が不利になる税制はありえないことから、年末に問題提議されることは必須である。

法人税について：日本法人の所得に対する課税ベースは31%であり、課税税率が高くても、課税ベースが50、60%である諸外国に比べて税負担が大きいとは言えない。むしろ少ないと言える。課税税率を下げても税収が上がるという法人税のパラドックスにより、税率を下げても構わないと言われているが、税率を下げなければ税収が更に上がることは、ないがしろにされていると思われる。

配偶者控除廃止論：この廃止論には二つの側面がある。

- ① 配偶者控除とその控除を受けた者の配偶者の所得があった場合における、その所得に対する基礎控除の両方を受けることを廃止する。どちらか一方であれば受けられる。
- ② 制度自体の廃止

2. 判例解説

- ① 平成25年9月4日：婚外子相続分差別違憲決定
婚外子の相続分差別は、平成13年7月当時において、「すべての国民は、法の下に平等である」という憲法に違反していた。これは、当時から本決定までの間の相続について、確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない。この判例により平成25年12月11日に婚外子の相続分の差別をなくす民法の改正がなされるのである。なぜ、平成7年当時では合憲とみなされていた婚外子相続分が、平成13年において違憲とみなされるようになったのか。これは、諸外国の動きが影響していると思われる。日本における非嫡出子の割合は2%、フランスにおいては52.6%と、諸外国の割合の高さは興味深いところである。
- ② 平成24年1月26日：遺留分減殺の具体的方法
遺留分減殺請求があった場合に、その遺留分の侵害分の返し方は、次の3つの方法がある。
 - A 取得した金額の割合で返す。
 - B 法定相続分を超えた割合で返す。
 - C 遺留分を超えた割合で返す。
 今までその方法は決まっていなかったが、今回、Cの遺留分を超えた割合で返す方法を取ることが示された。
- ③ 平成23年2月22日：推定相続人が遺贈者より前に死亡した場合
遺産を特定の相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定する遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、その特段の事情のない限り、その遺言は効力を生じない。
- ④ 平成21年3月24日：相続債務の帰属
相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がなされた場合には、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべて承継したと解され、遺留分の侵害額の算定に当たり、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されない。遺留分権利者が相続債権者から相続債務について法定相続分に応じた履行を求められ、これに応じた場合も、履行した相続債務の額を遺留分の額に加算することはできず、相続債務をすべて承継した相続人に対して求償し得るにとどまる。
- ⑤ 平成23年9月28日：相続後の契約解除
被相続人が土地建物の売買契約を締結して、手付金支払後に死亡した場合に、その土地建物の相

続税評価額は、当該土地建物の評価額か本件売買代金債権額かどちらかなのかと考えられるが、土地建物の評価額であると示された。本件は、当該土地等を相続税資金捻出の為に売却を考え、売買契約締結に至ったが、相続開始後、納税資金が十分にあることが判明し、売買契約の合意解除に至ったものである。これは、「当該契約の成立後生じたやむを得ない事情による」解除に該当するというべきであるため、本件売買契約はその成立時点で遡って消滅し、相続開始日において売買契約は存在せず、売買代金債権も存在しなかったことになるためである。

⑥ 平成24年1月27日：第2次分割後の第1次分割の確定

第2次相続の相続税申告書提出後に、第1次相続の分割協議が成立し、その結果、第2次相続の相続税額が少なくなることに係る更正の請求をすることができるのか。第2次相続申告後、第1次相続に係る分割協議成立前に土地の一部を売却した場合は、第1次相続に係る遺産分割が終了していたものとみなされて、更正の請求は却下される。第1次相続に係る未分割財産分を第2次相続で含めて申告してしまった場合も更正の請求は却下される。相続の手続きを始める前にその相続以前の相続があった場合は、遺産分割がなされているか、未分割のものはないかを確認することは大変重要なことである。未分割のものは、確定させた後、第2次相続の手続きに入る必要がある。(研修部 中根 恵美)

夏季懇話会に参加して

大川 昌代

平成26年7月18日(金)17時30分より、ルブラ王山において、夏季懇話会に参加しました。平成25年4月1日より昭和支部に入会して、初めての懇話会参加です。研修会には、時間の許す限り参加していましたが、懇話会等は、研修のようにただ座っていればよいというものではなく、誰かと懇話するというのが主な趣旨であり、税理士の親しい友人がいない私としては、どうしても敷居が高くなります。今回は、以前の職場で同僚だった先生が7月より昭和支部に入会されたので、その先生に懇話会への同伴を懇願して、ようやく憧れの懇話会への出席が実現しました。

懇話会の前に、三木義一先生の興味深い研修もありました。非嫡出子の相続分差別が解消され、民法が改正されましたが、一体適用はいつから？と気になっていたことも一気に解消されました。未分割に限り平成13年7月から適用です。その他色々の新情報が得られ、興奮醒めやらぬままに夏季懇話会に突入となりました。

夏季懇話会の冒頭で、岡部支部長と安江税務署長の心温まるお言葉をいただき、会食の途中では、新規会員の紹介コーナーもあり、なんと！新規会員の中から倒立披露というパフォーマンスまで登場し、賑やかに会は進行していくのでありました。中でも、若くて美しい女性税理士の方々の仲間に入れていただき、楽しく歓談できたことは大変嬉



しかったです。また、様々な重鎮の先生方とも懇談でき、さらに、貴重な同年代の女性税理士とも知り合いになり、おまけに、事務所がお近くの先生もたくさんいらっしゃることわかり、収穫の多い会でした。

全体を通じて感じたことは、各先生方が、税理士業務だけでもお忙しいにもかかわらず、支部、委員会、各種団体の役に就かれ、精力的に活動されていることです。懇話会に参加されていた先生方が、生き生きとした表情で、若々しい印象を受けるのは、このような活動的な生き方に秘密があるのではと、そして、見習わなければと改めて思いました。

普段は、パソコンと向き合うことの多い日常ですが、夏季懇話会に参加することでリフレッシュできました。お世話になりました諸先生方、ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。



昭和17班

稲川 真

昭和支部の皆様、はじめまして。平成26年4月に税理士登録をし、昭和支部に入会させていただくことになりました、稲川真と申します。

昨年、税務署を退職し、現在、「税理士法人H & P」の補助税理士として、お世話になっております。

これまでは、税務職員として、税務行政に携わってきましたが、これからは、納税者と積極的にコミュニケーションを取りつつ意思疎通を図り、納税者個々の考え方を理解し、信頼されたうえで、適正な申告指導等に心掛けて取り組んでいきたいと考えています。

自分は、昭和41年5月に静岡県浜松市で生まれ、高校卒業後、税務大学校名古屋研修所（名古屋市中区三の丸）へ入学し、静岡県の清水税務署所得税部門へ配属となりました。

その後、税務大学校名古屋研修所、名古屋市内署、愛知県郡部署、局勤務といろいろな経験をさせていただきましたが、主に所得税事務に従事してきました。

また、多くの先輩、同期、後輩にも恵まれ自分自身成長できたと思っています。

今後は、その経験を生かし、納税者の皆様とも信頼関係を築いていけるよう頑張っていきます。

最後に、税理士登録は無事に終えることができましたが、手続き等について理解はしていても初めて行う入力作業や訪問時の対応等にとまどいつつ、日々勉強と思い取り組んでいるところです。

しかしながら、税理士としてスタートしたばかりでありますので、諸先輩方にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



日進2班

松坂 光明

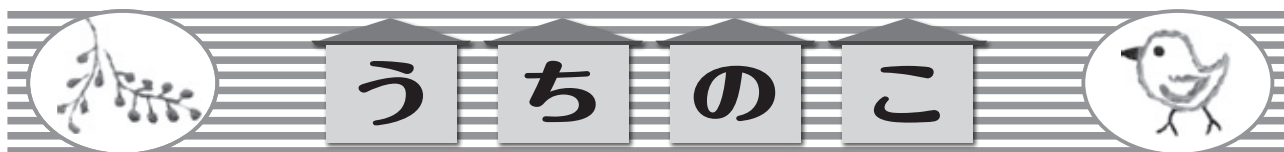
昭和支部の皆様、はじめまして、こんにちは。

平成26年6月に刈谷支部から参りました、松坂と申します。赤地駅の近くで開業することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

平成22年7月に、それまで13年勤めた税務職員を退職し、8月に財務諸表論を受験し翌年無事に税理士登録をいたしました。その後、名古屋市にある資産税中心の税理士法人と、刈谷市にある巡回監査を中心とした税理士法人で、税理士としての経験を積ませて頂いてこの度独立開業いたしました。

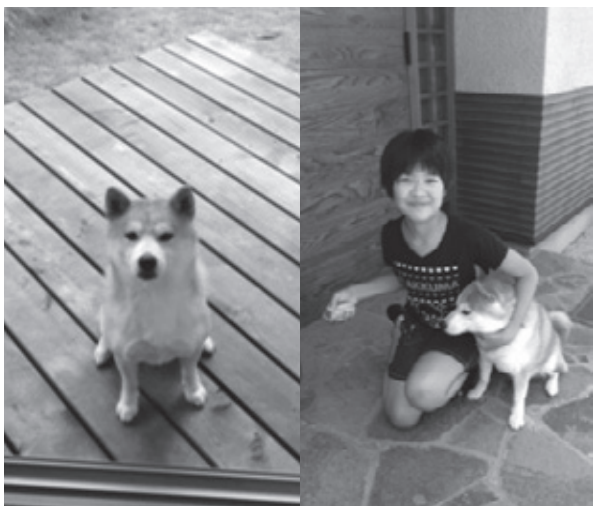
税務署勤務時代は主に東京局において資産税業務を担当してきました。相続税・譲渡所得の税務調査や評価担当及び税務相談室での審理担当等です。税制改正による平成27年からの相続税の課税ラインの引き下げに伴うショックは大きいと思います。特に名古屋などの都市部においては、一部の地価や株価の上昇に伴い資産価値も上がり、相続税が課税される方が予想以上に増えそうな勢いです。様々な経験を生かしながら、お客様が混乱に陥らないように、サポートに尽力してまいります。

昭和支部の諸先輩の皆様のご指導の下、微力ながらも地域社会に貢献できるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



うちのこ

棚橋 由美子



我が家には現在6歳の柴犬がおり、名前は「太郎」といいます。現在の犬は3代目(初代はポチといい、2代目は太郎です)で、先代の太郎は18歳まで長生き(人間で言えば88歳くらいです)して名古屋市から表彰された犬でした。

さて今の太郎は散歩や食事が大好きですが、夏場になると食欲よりも散歩が大好きになってよく鶴舞公園の方などへ行きます。暑くなる前までは食事が大好きで母の手作りの食事(犬用に作った野菜やお肉、おからの入ったもの)を美味しそうに食べています。平日は週5日警察犬訓練学校に通っています。何でも訓練士さんは主人の生まれる前からの40年来のお付き合い(私の年齢が分かってしまいそうですが…)のようで、我が家のことはよく分かっているようです。訓練も犬種によって違うようで、競技会にはJKC(社団法人ジャパンケンネルクラブ)主催の競技会、訓練士協会の競技会、警察犬協会主催の競技会など色々あるそうです。競技会の中での警察犬指定犬種は7犬種で、その内訳はエアデール・テリア、ボクサー、コリー、ドーベルマン、ゴールデン・リトリーバー、ラブラドル・リトリーバー、シェパードです。我が家の太郎は「その他」に入ってしまうそうです。訓練所のお迎えの時に太郎のお友達でホワイトシェパードの子がいますが、この犬種も毛

の色が白ということでその他に入ってしまうそうです。訓練士さん曰く「シェパードも毛の色が決められているので同じシェパードでも白色はダメです。」と言っていました。そして競技会の内容は①紐付脚側行進②紐なし脚側行進③停座及び招呼(しょうこ)④伏臥(ふくが)⑤立止(りっし)があります。①と②は人間の左側に犬が付いて飼い主と同じ速度で歩くことです。③は犬を座らせたまま、飼い主は10m離れて向かい合い約3秒後の指示で犬を呼び寄せ一旦飼い主の前で座らせてからその後飼い主の左側に付かせる競技。④は脚側停座後、指示によってその場で犬に伏せさせ、約3秒間その状態を保ち、再び脚側停座させる競技。⑤は脚側停座から指示によりその場で約3秒間立たせた後、再び脚側停座させる競技。これが基本の5課目で他にはクラスが上がるにつれ競技課目の数が増えるそうです。

今は朝9時頃になるとお迎えの車が来るので太郎が教えてくれるのですが、車に乗っている他の犬達がまるで「学校に行こうよ」と誘っているように聞こえます。太郎も学校へ行きたいようで門で待っている時が多いです。でも夏場柴犬は毛がフサフサで、暑さが苦手のようなのでお迎えが来ても訓練士の方がおやつで釣って連れていく状態です。

また散歩に連れていくとお友達へのご挨拶が犬の世界にもあるようで、気の合う子と気の合わない子との差がはっきりしているようです。散歩の途中で大好きなお友達の匂いがあると急いで行ってご挨拶をしています。その犬の嗅覚にはびっくりします。

何でも犬の嗅覚は人間の約1億倍(匂いの種類によるみたいですが)だそうです。そして匂いもさることながら聴覚も驚くばかりです。寝ているかと思ってよく見ると耳がピクピクと動いています。自分の家の車のエンジン音を聞きわけているようで、父が帰って来る直前で車庫の所にお迎えに行っているのも、父も母もわが子のように可愛がっています。私の子供も犬が大好きなのでよく可愛がっています。これからも太郎には長生きしてほしいと思います。

同好会だより

～ゴルフ同好会～ 昭税会500回記念大会に参加して

去る7月26日(土)、総勢17名で青森県の夏泊ゴルフリンクスにおいて、昭税会500回記念大会が行われ、その一人として参加してきました。

夏泊ゴルフリンクス側のコメントを借りますと、「ゴルフ発祥の地、スコットランドの気候風土に酷似した、北緯41度の夏泊半島シーサイドに展開する本格的リンクスコース。時には厳しく、時には優しさに包まれる戦略性に富む18ホールは、アンジュレーションのタフさと併せて、スコティッシュコースの醍醐味を満喫させてくれる。」とのことであり、ゴルフ場に到着後、直ちにボールを購入し、スタートしました。

しかし、当日の好天候とメンバーその他諸々の条件に恵まれ、あろうことか、予想もしなかった優勝という栄誉を得ることとなりました。ハンディキャップに恵まれたものと思っており、嬉しいと同時に申し訳ない気持ちも感じています。リンクス特有の風もそれほどなく、ブッシュに入れたのも一回だけであったのが幸いしたのではないのでしょうか。いずれにしても、非常に嬉しい記念大会への参加となりました。



翌27日は、十和田湖遊覧と八甲田山ロープウェイが計画されていましたが、あいにくの雨・風で、いずれも運休となり、代わりに、「ねぶたの家ワ・ラッセ」と元機関長の説明付きの八甲田丸



の見学に変更されましたが、その二つともに見る価値あるもので、満足のゆくものでした。もし、ゴルフと観光の日が入れ替わっていれば、大変なゴルフになったものと思います。

また、八甲田ホテル及び百代での夕食、八甲田リゾートホテルでの昼食ともに、非常に贅を尽くしたもので、半年前から企画された幹事の先生方の御苦勞に感謝をしています。

なお、ゴルフ場で購入したボールについては、幸いにも使用する必要は生じませんでした。返品は受け付けていただけませんでした。

(浦 賢治)



【7月の月例集会】

平成26年7月18日(金) 16時より ルブラ王山

(昭和税務署よりの連絡事項)

1. 平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について
2. 税務手続きに係る留意事項について
3. 贈与税のe-Taxについて
4. 書面添付制度の更なる活用について

(支部より連絡事項)

- 会計部：支部会費収納状況
 研修部：今後の研修会の予定
 厚生部：支部研修旅行の案内
 総務部：今後の予定

支部からのお知らせ

・9月月例集会及び研修会

平成26年9月12日(金)
 名古屋市天白文化小劇場
 月例集会 13時30分より
 研修会 14時30分より
 「過年度の所得の是正方法をめぐる紛争例」
 同志社大学教授 田中 治氏

・支部研修旅行のご案内

あべのハルカスと姫路城&神戸牛堪能の旅
 平成26年10月5日(日)～6日(月)

・開催場の変更

平成26年10月17日(金)
 天白文化小劇場から今池ガスビル
 平成27年2月13日(金)
 天白文化小劇場から名古屋市中心企業振興
 会館(吹上ホール)

夜間研修実施報告

「リニア開通による人口動態への影響と名古屋圏経済の展望」

講師：日本総合研究所 調査部主任研究員
 藻谷浩介氏
 日時：平成26年8月21日(木)
 場所：栄ガスビル

報 告



榎原 光博 先生

瑞穂14班

平成26年8月19日ご逝去 享年52才
 平成2年6月26日 税理士登録

編集後記

今年も暑い夏だった。ここ数年お決まりの感想だけこのところの夏はやはりおかしい。

なんと言っても最高気温が体温を超える日が珍しくない、熱帯夜続きにゲリラ豪雨。巨大台風に竜巻の発生。学校では日本の気候は温帯と教わった記憶があるのにどうもこれは亜熱帯そのもの。「いまだかつてない」、「これまで経験したことがない」とよく聞くようになった。それに今年は確かエルニーニョ現象で冷夏になると聞いていたのに。

でも、この暑さにどこかでホットしているのも確か。やはり夏は暑くなくっちゃ!

さあ、会報原稿の校正も済ませてみんなでビアガーデン行くぞ!! (伊藤彰浩)